

監査公表第 16 号（令和 2 年 7 月 10 日、県公報第 118 号登載）
令和元年 9 月 4 日から令和 2 年 1 月 30 日実施
随時監査（2 次分・3 次分）の結果に基づく措置通知（令和元年度）

監査公表第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した随時監査結果（令和 2 年 3 月 30 日 1 監総第 294 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 7 月 10 日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

2 県土総第 8 1 6 号
令和 2 年 6 月 1 8 日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 長 裕 海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 2 年 3 月 30 日 1 監総第 294 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 那珂県土整備事務所	臨時職員の賃金について、支出命令書の決裁を受けた後に支払決定すべきところ、決裁を受けずに支払決定を行っていた。	出納員が、会計担当職員に対し、会計課作成の「財務会計事務の手引き」により研修を行った。さらに、人事異動後の担当者が支出事務に慣れていない場合は、係長等の上司も同席の上、事務内容の引継だけではなく、支払決定は支出命令の決裁後に行うなど、基礎的なことを含めた支払手続きの指導をすることとした。 支払決定の際に必要なUSBキーについては、出納員が確実に施錠できる場所に保管・管理することとし、担当者から使用の申し出があった際には、出納員が支払内容及び支出命令（支出負担行為兼支出命令も含む）の決裁の有無等を確認したうえで貸し出すこととした。

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 長 裕 海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 2 年 3 月 30 日 1 監総第 294 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり ・ 県民生活部	資金前渡により支払われた食糧費（交流会費）について、その支払いを終了した日の翌日から起算して5日以内に精算すべきところ、その期限までに精算を行っていなかった。	会計事務チェックシートに精算期限に関するチェック項目を加え、精算期限日を明記して、支出負担行為の起案時に事務担当者・係長等が必ず確認することとした。 また、支出後は、速やかに精算するよう資金前渡を受けた職員に出納員が声かけを行い、本人へ注意喚起することで、期限までの精算漏れを未然に防ぐこととした。

2 建 総 第 1 1 8 号
令和 2 年 6 月 1 9 日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 長 裕 海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 2 年 3 月 30 日 1 監総第 294 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部	いったん交付され、使用せず返却すべきであったタクシーチケットについて、所在不明となっていた。	所属長から全職員に対し、使用しなかったタクシーチケットは、庶務担当係に確実に返却するよう指導した。 また、タクシーチケット管理簿の見直しを行い、庶務担当係に対して、タクシーチケットの使用・未使用を確認し、必ず記載するよう指示し、再発防止を図った。 さらに、毎月の請求書が送付された際には、庶務担当係において、未請求のタクシーチケットの有無について管理簿で照合を行い、必ず確認することとした。
	出納員の引継について、引継目録を作成し、これを引継ぐべきところ、作成していなかった。	所属長から出納員に対し、引継目録の作成をはじめとして、出納員の事務引継の仕方を正しく認識させるために、財務規則を再確認するよう指示した。 また、出納員の事務引継が適切に行われるよう、出納員の引継書に引継目録の作成について明記することとした。